

< 受託貸付金 >

(単位：百万円)

種 類	28 年度	29 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の残高

(単位：百万円)

区 分	28 年度	29 年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	-	1	1
延 滞 債 権 額	628	573	△ 54
3 か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	628	575	△ 53

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）です。